

【研究ノート】

樺太庁による国境警備とサハリン少数民族

—1930年代から40年代の樺太庁予算関係資料より—

加藤 絢子

はじめに —サハリン少数民族と国境—

1905年、日本は日露講和条約によって、ロシア領であったサハリン島の南半分（北緯50度以南）を領有した。1907年には樺太庁が設置され、1943年の行政簡素化に伴い、内地に編入された。1945年、ソ連軍がサハリン南部へ侵攻し、多くの日本人は内地へ引き揚げた。その後、サハリン南部はソ連の統治下に入ることになる。

サハリンには日露による統治が始まる以前から、ニヴフ・ウイльта・サハリンアイヌなどの民族が住んでいた。ニヴフやウイльтаへの日本による本格的な統治が始まったのは日露戦争以降である¹。彼らはサハリンアイヌとは異なり、内地戸籍を持たず、1920年代後半に敷香支庁郊外のオタスに集住し（樺太庁の政策による）、「土人教育所」が設置されたのは1930年であった。従来、ニヴフは狩猟や漁労、ウイльтаは狩猟や漁労、及びトナカイ遊牧を営む民族であり、日露による統治以後も国境を越えて移動することが少なくなかった²。

1925年、日ソ国交回復により陸軍第7師団がサハリンから撤収し、サハリン南部の国境警備は樺太庁の警察が担当することになった（陸軍は樺太に対して1939年に向地視察班、1945年に第88師団を編成）。国境警備が強化されるなか、陸軍は樺太における対ソ作戦について、極力ソ連を刺激しない方針をとり、これは1945年、ソ連のサハリン南部への侵攻まで続いた。

本稿では、樺太庁における国境警備において、ウイльта・ニヴフなどの国境を越えて移動する少数民族がどのように注視されていたのか、1930年代から40年代の樺太庁予算関係資料をもとに紹介する。特に、これまで明らかでなかった、樺太庁による少数民族の諜報活動への起用を中心にみていく。

1. 南サハリンにおける国境警備

1925年、日ソ基本条約によって日本とソ連は国交を回復した。北サハリンを保障占領していた樺太守備隊は旭川第7師団に撤収し、サハリン南北の国境地帯は樺太庁の警察によってのみ守られることになった。1939年、樺太と朝鮮を対象とした国境取締法（昭和14年4月1日法律第52号）が公布された。翌年、陸軍は樺太国境に向地視察班を配置し、現地国境警備警察隊と協力して国境警備にあたらせた。

樺太庁警察部においても、1939年度以降、同庁の国境警備費が漸次増加しており、施設や警察官、武器の充実が図られている。国境取締法施行に伴って急増した国境警備警察事務の円滑化を図るために、他の「樺太国土防衛事務」を担当する「防空課」と「樺太国民義勇団」を統一して新たに「防護課」を新設する、としている³。一般市民に対しては防諜思想の普及及び徹底のため、防諜に関する講演会や映画上映、「防諜ポスター」「防諜紙芝居」「防諜展覧会」「防諜習慣」が実施された⁴。

千島・樺太（南サハリン）・北海道を担当する北部軍（1943年北方軍に改称）は千島方面の防衛を含む北太平洋方面の作戦遂行と、対ソ作戦準備を主な任務としていたが、1943年5月アリューシャン列島がアメリカに奪取されると、対米・千島方面の防衛に比重がおかれるよう

になり、樺太における対ソ作戦はその後も引き継がれたものの、極力ソ連を刺激しないよう求められた。このような事情から樺太では国境付近に軍事的設備を充実させることに極めて慎重にならなければならない、それは樺太庁が国境警備を「機密費」として要求する理由となった⁵。

2. 樺太庁における諜報活動

樺太庁における国境警備関連の部局として、樺太庁警察部高等警察課がある。高等警察課では、国境警備自体ではなく、越境者による諜報活動の捜査を主に担当していた。樺太庁警察部「昭和十七年度予定経費要求説明資料（追加）」（樺太庁『予算要求書、警察部、中央試験所、昭和十七年度（加藤）』1942年）の「樺太庁高等警察課事務分掌」によると、同課第二係外事係では「国境取締に関する事項」が、また同係防諜係では「外諜取締に関する事項」「防諜思想普及に関する事項」「外事情報収集に関する事項」を担当している。また1942（昭和17）年度の「特別高等警察機密費要求理由及内訳書⁶」では高等警察課（特別高等警察）の具体的な職務を知ることができる（表1）。なお、特別高等警察は植民地では高等警察と呼ばれるが⁷、ここでは「高等警察」「特別高等警察」と両方の名前が使用されている。先に述べた「昭和十七年度予定経費要求説明資料（追加）」の索引では「特別高等警察拡充に要する経費 増員後の事務分掌表（高等課）」とあり、両名称は同じ意味で使われていると思われる。

表1 特別高等警察機密費要求理由及内訳書

3,000円 防諜謀略視察取締

3,000円 思想運動視察取締

防諜謀略視察	3,000	戦時下外国の謀略を排除するためには特殊の活動施設を要す。
郵便物検閲	500	部外者をして外国関係郵便物検閲に協力せしむるを必要とす。慰労費20名（1名25円）
外諜検挙	1,000	外諜検挙のため国境付近及び主要地に於いて視察逮捕その他特別勤務を必要とす。武装費及慰労費10名（1名100円）
対ソ謀略	1,500	軍と協力して積極的に「ソ」国に対し謀略を施す要ありと思料す。武装費旅費慰労費3名（1名500円）

（樺太庁「特別高等警察機密費要求理由及内訳書」『予算資料、昭和十七年度（加藤）』1941年より作成）

樺太庁特別高等課が要求した機密費は「防諜謀略視察取締」と「思想運動視察取締」に分かれているが、このうち「外諜検挙」は「外諜検挙のため国境付近及び主要地に於いて視察逮捕その他特別勤務を必要とす」とあり、いわゆるスパイ対策である。「対ソ謀略」では軍との協力が明記されている⁸。このほかのちに情報収集機関となる向地視察隊（先述の向地視察班が強化されたもの）も国境警備隊と協力して任務遂行にあたったとされ⁹、樺太庁は、国境地帯における警備と、諜報活動の両面において、軍と協力していたようである。

樺太庁特別高等警察課では、このほか、諜報事件の取り調べや「怪放送」聴取、その他国境地帯での接触においてロシア語に堪能な警察官が必要であるとし、1940（昭和15）年度に在職警察官を外国語学校に留学させている¹⁰。また国境付近でのソ連側の防諜、謀略計画対策の一つとして国境に接壤する山岳地帯の実地調査も企図された。山岳地帯には日本語の通じない朝鮮人や少数民族が住んで居るといふ噂があったからである¹¹。

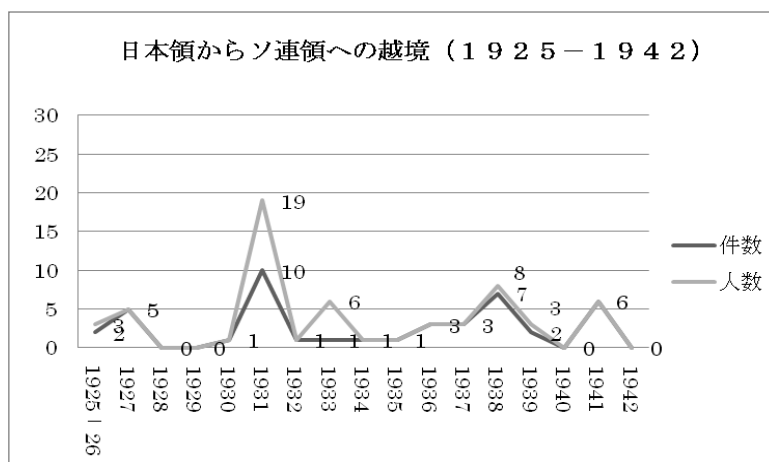
3. 国境地帯の状況と越境事件

1939年の樺太庁による予算報告書内の「樺太国境警備概況¹²⁾」によると、1925年「日露協約」（日ソ基本条約）以降「赤化思想及犯罪者」の越境問題が浮上し、現在は比較的治安平穏だが、満州事変（1931年）後ソ連の「猜疑心」が増加し、1932年から翌年にかけてロシア極東地方の兵備の充実と北樺太のソ連国家政治保安部の数が激増していた。1937年に開始された日中戦争以降その数はますます増加し、当時3,000人と推測しており、国境付近では毎週のように射撃演習が行われていた。また1934年以降立て続けにソ連側飛行機による領空侵犯が国境付近で確認されており、「いつ攻撃があるか分からない状況」と、かなり緊迫した様子である。

国境地帯では日本人（内地人）、ソ連人、朝鮮人、少数民族、などさまざまな人々による越境事件が起きていた。以下の図は、1942年の樺太庁予算関係資料（『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』1942年）に掲載されていた、1925年から1942年までの越境事件統計表と、1939年度の樺太庁予算関係資料（樺太庁『追加予算、増税、国境警備、賃金統制、昭和十四年度（十四年二月）』1937年-1939年）に掲載されていた、1925年から1937年までの越境者数統計をもとに筆者が作成したものである（図1、図2、図3）。筆者が確認した越境事件に関する統計はこの他、1939年度の同予算関係文書内の「国境及領海侵犯事件統計」（1934年-1938年）があったが、1942年の予算関係文書とほぼ合致しているので、今回挙げていない。例示した2種類の統計数は一部大幅に数が合わない部分もあり、（統計の方法が異なっている可能性から）分析が難しいところもあるが、各表に共通してみられるのは、1925年、日ソ国交回復後ソ連領から日本領への越境が大幅に減っている点である。また1940年は前年に国境取締法案が成立したこともあり、日ソ両側からの越境が該当者無しとなっている。

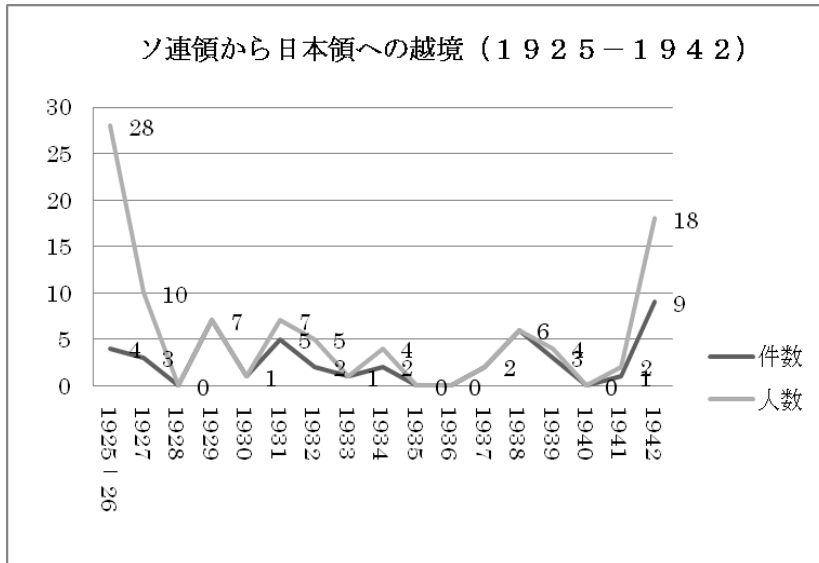
1939年同予算関係資料内の「樺太国境及領海侵犯事件調」には1934年から1938年までの越境事件の取調概要が簡潔に報告されている。その内容によると越境者はソ連領から政治的な圧迫を逃れて入邦する者や、狩猟や資材集めなどの仕事に越境してしまい、ソ連兵に拉致あるいは逮捕されたケースや、「精神障害者による越境」などがあった。またソ連兵に拉致された者のなかには射殺された者もいた。なお、樺太庁の記録であるため、同資料内に日本側の諜報活動に関する事件はみあたらなかった。

図1



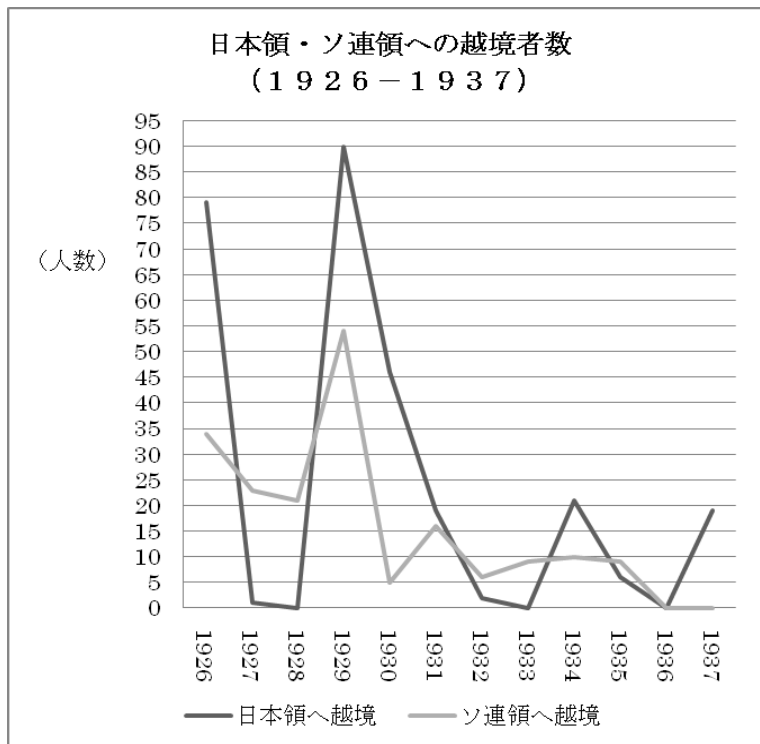
（樺太庁『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』1942年より作成）

図 2



（樺太庁『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』1942年より作成）

図 3



（樺太庁『追加予算、増税、国境警備、賃金統制、昭和十四年度（十四年二月）』1937年-1939年より作成）

4. 少数民族の越境事件

上述した「樺太国境及領海侵犯事件調」には、1934年から1938年までの越境事件取調概要全24件（「入邦」・「入ソ」合計。領海・領空侵犯は含まず）中、「土人」（少数民族）によるものは9件であるが、その事件内容の殆どは諜報疑惑に関するものだった。（但しそのうち6件はウィノクロフ関係である）。また、その内容は、逆スパイとなって日本に戻ってくるものや、北サハリンの石油会社社長からの手紙と報酬を渡すという設定、オタスの有名人ウィノクロフを通してなどであった。これらの少数民族に対するスパイ容疑がどれほど真実であったかは定かではないが、それだけ樺太庁が国境警備において少数民族の諜報活動に神経をとがらせていたことがうかがえる。

ウィノクロフ（ドミートリー・プロコービエヴィチ・ヴィノクーロフ）はもともとシベリアに住むヤクート民族で、1912年に石油で一旗揚げようとして北サハリンにわたり、1926年、日本の北サハリン保障占領終了に伴い、ヤクートの自治共和国樹立を日本に要請しようという政治的意志を以て日本領オタス（少数民族が集住させられた土地）へ移住してきた。ウィノクロフはトナカイなど多くの財産を所持しており、自宅には有名人を招き、またヤクートによる自治共和国の樹立を日本の政治家に呼び掛けていた。

『オタス―サハリン北方少数民族の近代史―』（N.ヴィシネフスキー著、小山内道子訳、2005年）によると、1938年、ウィノクロフは、彼のもとで働いていた、ニコライ・ソロヴィヨフ（ウィノクロフの養子であるアンドレイの実父）や、エレメイ（ジェレメイ）・アフアナシェヴィチ・チーホノフによって、ソ連領北サハリンの「国境警備隊駐屯所」に連行された（ソロヴィヨフとチーホノフは、ウィノクロフを北サハリンに連行するよう命じられていた）。ウィノクロフは、ソ連の諜報活動に協力する旨の誓約書にサインし（しかし彼はソ連に協力する気は無かった）日本領に戻ると、ソロヴィヨフを日本の警察に引き渡したが、その際に自分が以前（誓約書にサインしたとき）北サハリンへ越境したことを警察に知られてしまい、彼自身もスパイの疑いをかけられて投獄される¹³。「樺太国境領海侵犯事件調」の1934年および1937年から1938年に挙げられている越境者名のうち、「アンドレー」、「ニコライセメヨノフ・ソロイヨフ」、「ヂリメン・アーフアセナ・チーホノフ」、そして「ウイノクロフ」は『オタス』の内容と一致する。ウィノクロフは1940年に釈放されたが、その二年後にオタスで死亡した。

国境地帯では日ソ両国が諜報員に神経をとがらせ、越境者や国境付近にいる者に対して取締が厳重に行われていた。そのなかでも特に少数民族は相手国のスパイとして疑われ、また自国のスパイとして逆に利用するためにも管理や教育が実施されたのである。

5. 樺太庁による、諜報活動へのサハリン少数民族の起用

現地の少数民族を重用したソ連側の諜報活動に対して、樺太庁はどうだったのであろうか。『樺太終戦史』（樺太終戦史刊行会編、全国樺太連盟、1973年）では樺太に於ける現地の少数民族のスパイ利用を明記しているが、そこに併記されている資料は樺太庁『予算要求書、警察部、昭和十九年度（塚田）』（1944年）の「雑費増額要求理由（1）傭人料」の部分である。その内容は、樺太庁が収集したソ連側の諜報活動に関する情報であり、諜者の殆どが「土人」であることや、現在の北方情勢の緊迫化から、警察等の動員をすることは好ましくないため、「傭人料」を必要とする、というものである。

しかしながらここにはソ連側の「土人」起用については書いてあっても、日本側について

は「傭人料」の要求しか書いておらず、「土人」を起用したかどうかに関して明記されていない。つまり、この資料からは実際に少数民族が諜報活動に利用されたかどうか知ることはできないのであるが、今回筆者は 1942 年の樺太庁職員による議会資料（樺太庁『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』1942 年）によって、樺太庁の諜報活動における少数民族の起用について、具体的な計画を知ることができた。

同議会資料内「特高外事の事」によると、1942 年時点¹⁴で日本側はその対応策として警察犬の飼養と越境者があった場合のみ（日本領在住の）「土人」を臨時に雇っているという「隔靴搔痒」の状態であった。

更に樺太庁は今後「日本領 400 人土人の動向を内偵の要もありこの際優秀なる土人を選抜常備し之に訓練と教養を施し其の特殊性能を十二分に活用し国境警備上に貢献せしめんとする」として、気屯警察署に 5 名、浅瀬警察署に 5 名、安別警察署に 10 名配置するとしている。彼等には機密費から「土人諜報手当」として一人当たり月額 100 円が支払われることになっている。

しかしながら同資料における「対ソ工作」の項目では、「ソ連に対する当方の一般工作として採用しつつあるもの」のなかに、樺太庁で逮捕したソ連側諜者を逆スパイとして利用しているほか、「土人諜報員の対ソ潜入」を実施しており、今後も彼等に対して「相当の優遇と報酬を与へ当方の意図を達成せしめんとす」とあり、樺太庁は既にこれまでも少数民族を諜報員として起用していたようである。

また、同項目において「更に目下計画中の工作」として「将来対ソ工作上使役するに足る人的資源を教育すること」とあり、その対象者として次のような人たちが挙げられている。

表 2 特別高等課の外諜工作活動教育対象者

		全体数		対象者数
		戸数	人数	人数
旧露国人		1	17	3
波蘭系旧露国人		12	45	10
日本領在住「土人」	オロッコ	51	294	40
	コクブン	23	100	20
	サンダー	5	20	6
	キーリン	5	27	5
嘗てソ連側諜者として越境し、当方にて抑留中の者				8
嘗て沿海州、北サハリンに居住した経験のある日本人			593	173
合計（日本領在住「土人」のみ）		84	441	71
合計		97	1096	265

（樺太庁『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』1942 年より。民族名称は原典のまま。なお表中の「コクブン」は「ニクブン」の間違いと思われる。）

樺太庁は上記のように諜報活動における「適格者」を割り出していた。それはロシア人などの外国人や現地の少数民族のほか、ソ連側の諜報者、沿海州や北樺太居住経験者であった。このうち日本領在住の少数民族は対象者数合計 265 人中 71 人と、約 27%を占めていた。

また、樺太庁は少なくとも 1939 年時点において、ソ連側が「土人」をスパイとして利用していることを知っていた¹⁵。1944 年の樺太庁警察部予算要求書によると、「土人」の他「女子諜報員」や「鮮人」を利用したソ連側の諜報活動では、組織化された機関で周到な準備と完全な諜報教育が行われていた¹⁶。

「特高外事の事」によると、ソ連は越境諜報員を「満州事変」（1931 年）後より毎年潜入させつつあるとし、1938 年度から 1942 年度 8 月 2 日までの「ソ連諜報員邦領潜入状況表」を挙げており、その合計数 34 人中「土人」が 25 人と約 7 割を占めている（表 3）。

表 3 ソ連側諜報員の日本領潜入状況

	民族名	ギリヤーク族	ツングース族	オロチヨシ族	ソ連邦人	種族不明土人	種族不明	合計
1938 年度	件数	1						1
	人員	9						9
1939 年度	件数							0
	人員							0
1940 年度	件数	1						1
	人員	1						1
1941 年度	件数		1					1
	人員		1					1
1942 年度 1 月～8 月 2 日	件数	1	1	2	2	1	2	9
	人員	2	1	5	3	6	6	23
民族別合計	件数	3	2	2	2	1	2	12
	人員	12	2	5	3	6	6	34

（樺太庁『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』1942 年より作成。民族名は原典のまま。）

この統計は先に挙げた二つの越境事件の統計（図 1、2、3）とは数値が異なり、特別高等課独自の調査によるものと考えられる。

考察

これまで、日本統治下のサハリンにおいて、ウイльта民族のゲンダーヌ氏による陸軍特務機関での「召集」が証言されてきたが¹⁷、今回、北海道立文書館所蔵の樺太庁予算関係資料をみるにより、樺太庁警察部が軍との協力を前提にしつつ、独自にソ連に対する「外諜工作」のため民間人を起用しようとしており、その対象者のなかにウイльтаやニヴフなどのサハリンアイヌ以外の現地少数民族が含まれていたことが分かった。また、1942 年時点で既にこれら

の少数民族を諜報活動に利用し、今後も彼らに対しての優遇措置が図られていた。ソ連側では諜報活動の大半を少数民族が占め、また樺太庁においても多額の報酬を出してでも彼等を利用して諜報活動の成果を上げようとしていた。今後の研究課題として、陸軍と樺太庁による少数民族の起用がどのような関係にあったか、また樺太庁の高等警察（特別高等警察）における少数民族の起用が、内地の特別高等警察でどのように把握されていたのかを明らかにすることにより、日本統治下のサハリン少数民族に対する植民地政策について検討していきたい。

注

※樺太庁予算関係資料は、1冊のなかに数種類の案件に関する資料が混在しており、1冊全体の通し番号がないため、脚注においては、案件中にページ番号がないもの、あるいは番号が記載されていてもわかりにくいものについては案件名のみ掲載している。

- 1 1905年8月25日付でサハリン出征第25旅団司令部野村領事から桂外務大臣宛ての報告では、サハリンアイヌ以外の少数民族に対して、「調査未だ彼らに及ばざれば如何なる観念を有するや知るべからざるも従来の関係上アイノ人と異なることなかるべしと信ずるなり」とある（外務省編『日本外交文書第37・38巻別冊3』1959年、887頁）。
- 2 「国境の密林地帯に於いて狩猟を生業とし国境の概念なく国境を出入し居り」（樺太庁「防諜状況並ニ其ノ対策ニ就テ」『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』、1942年、133頁右側）。他に、樺太庁「国境警備計画書」（樺太庁『追加予算、増税、国境警備、賃金統制、昭和十四年度（十四年二月）』、1937-39年）では、「普通人の交通取締の外北樺太土人の南下並其の狩猟に伴ふ森林火災」が国境東部の取り締まりとして挙げられている。
- 3 樺太庁「樺太庁追加予算提出説明書」『予算要求書、警察部、昭和十九年度（塚田）』1944年。
- 4 樺太庁「防諜状況並ニ其ノ対策ニ就テ」『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』前掲、146頁。
- 5 「国境警備の万全を期する為には「ソ」側の警備状況を明確に探知し有効適切なる計画の下に配備することを緊要とす 之が為には予め予算に計上することを得ざる臨機応変の処置により善処するが最も効率的なるにより之が諸経費として機密費を要求す」（樺太庁「国境警備拡充機密費要求理由」『予算資料、昭和十七年度（加藤）』、1941年）。
- 6 樺太庁『予算資料、昭和十七年度（加藤）』前掲。
- 7 荻野富士夫『特高警察体制史—社会運動抑圧取締の構造と実態—』せきた書房、1984年、15頁。
- 8 なお、樺太庁と軍の協定および任務分担について、元軍人の回想では、あったとは思われるが具体的な記憶はないとしている（防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 21 北東方面陸軍作戦<1>』1968年、18頁）。
- 9 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 44 北東方面陸軍作戦<2>』1971年、393頁。
- 10 1942年度には新たに東京外語学校とハルビン学校に各2名ずつ留学させるための旅費を要求している（樺太庁「特別高等警察拡充ニ要スル機密費要求理由」のうち「警察官外語学校」『予算要求書、警察部、中央試験所、昭和十七年度（加藤）』1942年）。
- 11 「最近「ソ」国に於いては諜報、謀略或は国境警備に関し国境に接近して施設計画を為し其の情勢の変化推移は相当急激なるものあり又邦語に通せざる山窩に類する鮮人、土人潜居するやの風評もあり之等注意し対策を誤ることなきに努むべきは最も緊要なることとす依て国境接壤山岳地帯の実地踏査を実施するものとす」（樺太庁「特別高等警察拡充ニ要スル経費要求理由」のうち「国境接壤山岳地帯調査」『予算要求書、警察部、中央試験所、昭和十七年度（加藤）』前掲）。
- 12 樺太庁『追加予算、増税、国境警備、賃金統制、昭和十四年度（十四年二月）』1937-39年。
- 13 N.ヴィシネフスキー著、小山内道子訳『オタス—サハリン北方少数民族の近代史—』北海道大学大学院文学研究科、2005年、88頁-91頁。
- 14 「特高外事の事」の表紙に「17.10.30」と日付印が押されている。
- 15 幌内河流域密林地帯及びツンドラ地帯（この地域は日ソ両領土に通じる狩猟道路がある）に居住する「土人」に対して、「常に誘惑・煽動に乗せられやすい状態」で、1935年頃からソ連が「土人」8人をスパイとして買収している容疑について目下取り調べ中としている（樺太庁『追加予算、増税、国境警備、賃金統制、昭和十四年度（十四年二月）』前掲、120頁）。

- 16 樺太庁「警備警察官増員理由」『予算要求書、警察部、昭和十九年度（塚田）』1944年。
- 17 田中了、D.ゲンダース『ゲンダース ある北方少数民族のドラマ』現代史出版会、1978年。

参考文献

荻野富士夫

1984『特高警察体制史—社会運動抑圧取締の構造と実態—』せきた書房

樺太庁（北海道立文書館所蔵）

1942『議会資料、昭和十八年一月（小笠原）』

1937—39,『追加予算、増税、国境警備、賃金統制、昭和十四年度（十四年二月）』

1941『予算資料、昭和十七年度（加藤）』

1944『予算要求書、警察部、昭和十九年度（塚田）』

1942『予算要求書、警察部、中央試験所、昭和十七年度（加藤）』

樺太終戦史刊行会編

1973『樺太終戦史』

田中了、D・ゲンダース

1978『ゲンダース ある北方少数民族のドラマ』現代史出版会

N・ヴィシネフスキー、小山内道子訳

2005『オタス サハリン北方少数民族の近代史』北海道大学大学院文学研究科

防衛庁防衛研修所戦史室

1968『戦史叢書 21 北東方面陸軍作戦<1>』朝雲新聞社

1971『戦史叢書 44 北東方面陸軍作戦<2>』朝雲新聞社

（かとう・あやこ／九州大学大学院比較社会文化学府 博士後期課程）